

介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金

－ 貸付・返還の手引き －

令和8年度版

【書類の提出先及び問い合わせ先】

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
山形県福祉人材センター
〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号
電話：023-633-7739

※申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロード
できます。 山形県福祉人材センター <https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>

目 次

1. 介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金貸付制度について	1
2. 借入申請から資金交付までの流れ	6
3. 養成施設等に在学中の手続き	7
4. 養成施設等を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	8
5. 養成施設等を卒業後の手続き（返還の場合）	10
6. 手続きに必要な提出書類一覧	11
7. 様式集	15

1. 介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金貸付制度について

【概 要】

- 1 この資金は山形県における介護福祉士または社会福祉士の確保を図るため、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく学校、養成施設（※1 以下、養成施設等という。）に在学し、卒業後、山形県内（※2）において介護・相談援助業務等に従事しようとする方に無利子で貸付ける資金です。
- 2 養成施設等を卒業後、1年以内に山形県内（※2）において介護福祉士及び社会福祉士の受験範囲に定める介護・相談援助等の業務に従事し、かつ、引き続き3年間（※3）従事した場合は返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。

（※1）介護福祉士の養成施設は 社会福祉士及び介護福祉士法（以下、法という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設となります。社会福祉士養成施設は法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（福祉系大学は対象外）となります。介護福祉士修学資金の借受人が養成施設において介護福祉士を取得し、相談援助等の業務に従事しても返還免除対象となります。その場合介護福祉士の取得が必須となり、取得しなかった場合は返還となります。

（※2）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合など、一部県外（返還免除の業務従事期間原則 5 年間）も含みます。（以下、山形県内*同じ）。

（※3）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合などにおいては原則 5 年間となります。

（1）貸付制度の根拠

- ・社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱
- ・社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度運営要領
- ・山形県介護職参入促進事業事務取扱要領
- ・社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付制度 外国人留学生における法人による連帯保証の取扱いについて（特例）

（2）実施主体

社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

（3）貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 介護福祉士または社会福祉士の養成施設に令和8年4月に入学または在学している方で、卒業後、山形県内において介護・相談援助業務等に従事しようとする方
- ② 次のア又はイのいずれかに該当する方であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方
 - ア 学業成績等が優秀と認められる方
 - イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士または社会福

社士の資格取得に向けた向学心があると認められる方

③ 他の都道府県の本修学資金を借り受けていない方

(4) 貸付期間

貸付期間は養成施設等に在学する期間です。ただし、正規の修学期間を限度とします。

(5) 貸付内容

貸付金額は、下記の金額を上限とします。

- ① 修学資金月額 50,000 円または高等教育の修学支援新制度における授業料等減免後自己負担額のいずれか低い方の額。
- ② 入学準備金 200,000 円（初回の貸付時）
- ③ 就職準備金 200,000 円（最終回の貸付時）
- ④ 国家試験受験対策費用 40,000 円（卒業年度）※介護福祉士修学資金のみ

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯も含む）の方については、上記の貸付内容に加えて生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。加算額は、生活保護制度における生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち、貸付対象者の貸付申請時の年齢及び居住地に対応する区分の額（地域や年齢により異なりますが、おおよそ 35,000 円前後） ⇒ 詳しくは県社協にお問い合わせください。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還期間を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

(7) 連帯保証人

連帯保証人は1名必要です。

貸付を希望する方が外国人留学生（在留資格「留学」により入国した留学生）で、やむを得ない理由により個人の連帯保証人を立てられない場合は、特例として法人を連帯保証人として申請することができます。

連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合は、全ての返還義務を負担していただきます。

(8) 申請手続き

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。貸付けの申請手続きは、在学する養成施設等を経由して行うことになります。

なお、法人による連帯保証は別に定めた「社会福祉法人山形県社会福祉協議会 法人の連帯保証について」をご参照ください。

- ① 介護福祉士等修学資金貸付申請書（第1号様式）
- ② 養成施設長の推薦状（第2号様式）
- ③ 住民票謄本（発行後3か月以内、個人番号以外省略のないもの）

- ④ 生計維持者（原則として父母）の収入を証明する書類
市町村の発行する市町村県民税（所得・課税）証明書
（収入金額又は所得金額、控除の内訳が明記されているもの。課税額のみは不可）
- ⑤ 連帯保証人（原則として父母のいずれか）の収入を証明する書類（上記⑤参照）
- ⑥ 入学時に45歳以上であり、かつ離職して2年以内の場合は離職証明書
- ⑦ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑧ 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の採用決定に係る通知（授業料等減免額がわかる書類。※予約採用者のみ）
- ⑨ 返信用封筒及び通信用切手（封筒サイズは角型2号。切手は180円分）
※貸付を希望する方が外国人留学生（在留資格「留学」により入国した留学生）で、やむを得ない理由により個人の連帯保証人を立てられない場合は、追加資料を御提出いただきます。

（9）貸付の決定

貸付の可否は、貸付審査会で審査のうえ決定します。貸付決定の場合、県社協会長と借受人との間で貸付に係る契約を締結していただきます。

（10）資金の交付

貸付金は年に2回分割交付とし、指定の口座に振り込みます。ただし、貸付決定後の第1回目の修学資金等の交付は8月中旬頃の予定です。

- ① 入学準備金は、初回交付時に月額貸付金と合わせて交付します。
- ② 就職準備金は、最終回交付時に月額貸付金と合わせて交付します。
- ③ 国家試験受験対策費用（介護福祉士修学資金のみ）は、卒業年度の前期分の月額交付金と合わせて交付します。

（11）貸付の打切り（貸付契約の解除）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日が属する月の翌月分以降の修学資金の貸し付けを打ち切ります。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

（12）貸付の休止

借受人が、当該養成施設等を休学し、又は停学の処分を受けたときは、その翌月から修学資金の貸付を休止します。

（13）資金の返還

借受人は、次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① （11）に該当した場合

- ② 養成施設等を卒業後 1 年以内に介護福祉士修学資金借受人は介護福祉士として、社会福祉士修学資金借受人は社会福祉士として登録せず、または山形県内*において介護・相談援助等の業務に従事しなかったとき
- ③ 山形県内*において介護・相談援助等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 介護・相談援助等の業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

返還は、貸付の必要がなくなったときの翌月から開始していただきます。返還金は一括または月賦により、指定された金融機関口座へ送金いただきます。

原則一括による返還となり、山形県内で業務に従事した場合や疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ月賦による返還が可能です。

月賦による返還期間は、修学年限が 2 年以上の養成施設にあっては修学年限の 2 倍、修学年限が 1 年の養成施設にあっては 3 年とします。

(14) 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができます。

- ① 借受人が、修学資金の貸付を中止された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき
- ② 借受人が、当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等に修学しているとき
- ③ 借受人が、当該養成施設等を卒業後、山形県内*において介護・相談援助等の業務に従事しているとき
- ④ 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると認められるとき

借受人には、修学資金の返還猶予を希望する場合、関係書類を添えて「修学資金返還猶予申請書（第 14 号様式）」を提出していただきます。

(15) 返還の免除

次に該当する場合は、修学資金の返還を免除することができます。

- ① 借受人が、当該養成施設等を卒業後 1 年以内に介護福祉士または社会福祉士の登録を行い、山形県内*で介護・相談援助等の業務に就き、引き続き 3 年間借受人が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合【全額免除】
- ② 借受人が、貸付けを受けた期間以上、山形県内*で介護・相談援助等の業務に従事し、特別な事情で業務に従事できないとき【一部免除】
- ③ 借受人が死亡し、又は障害、行方不明等により修学資金の返還が困難であると認められるとき【全額又は一部免除】

借受人には、修学資金の免除を希望する場合、関係書類を添えて「修学資金返還免除申請書（第 15 号様式）」を提出していただきます。

(16) 在学証明書等の提出

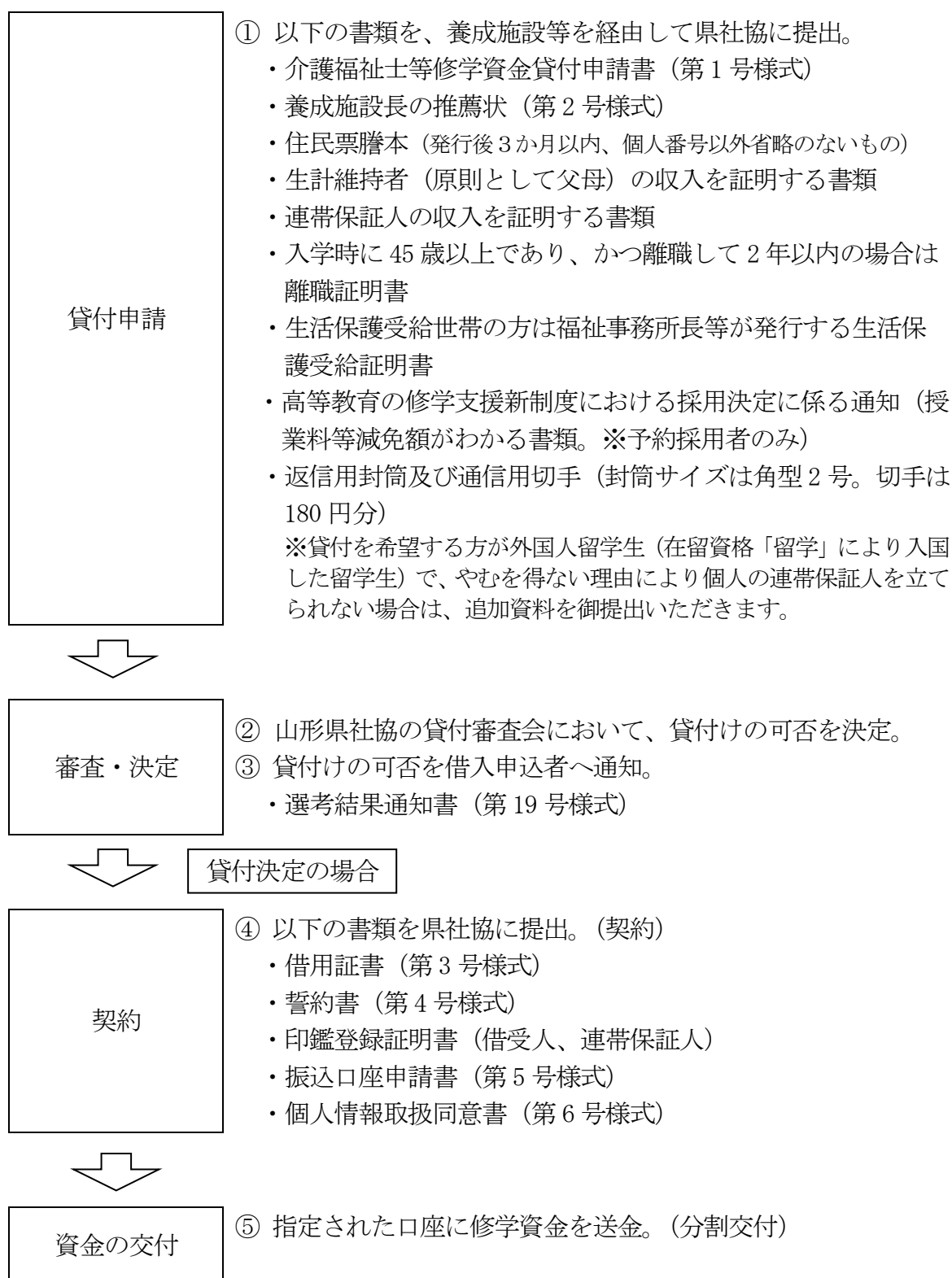
借受人には、当該養成施設等を進級した場合、当該日から1ヶ月以内に在学証明書及び履修証明書を提出していただきます。

(17) 届出義務について

借受人（親族及び連帯保証人）は、次に掲げる事情が生じた場合、県社協が定める必要な書類を県社協会長に提出する必要があります。

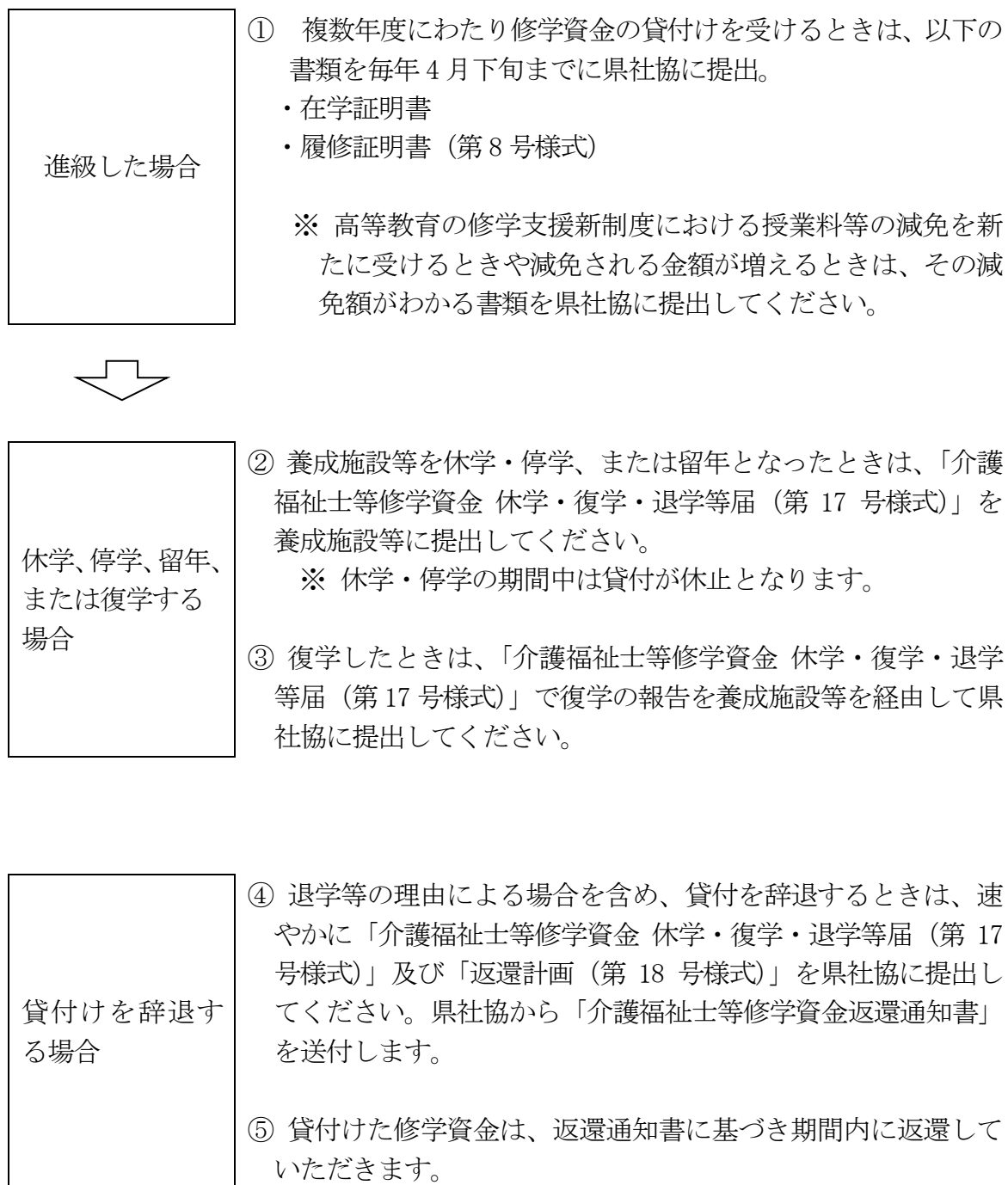
- ① 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- ② 借受人が休学、復学、転学、退学したとき
- ③ 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき
- ④ 借受人が留年したとき
- ⑤ 修学資金の借受けを辞退するとき
- ⑥ 貸付決定後に、高等教育の修学支援新制度における授業料等の減免を受けるときまたは減免される金額が増えるときで、かつ貸付決定額が借受人が必要とする額を上回るとき
- ⑦ 生活費加算の貸付が決定している借受人が、高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の支給が決定したとき
- ⑧ 借受人又は連帯保証人が死亡したとき
- ⑨ 借受人が本県において介護・相談援助等の業務に従事したとき
- ⑩ 借受人が業務従事先を変更したとき

2. 借入申請から資金交付までの流れ



※ 在学中、進級した場合は「在学証明書」及び「履修証明書（第8号様式）」を県社協へ提出。

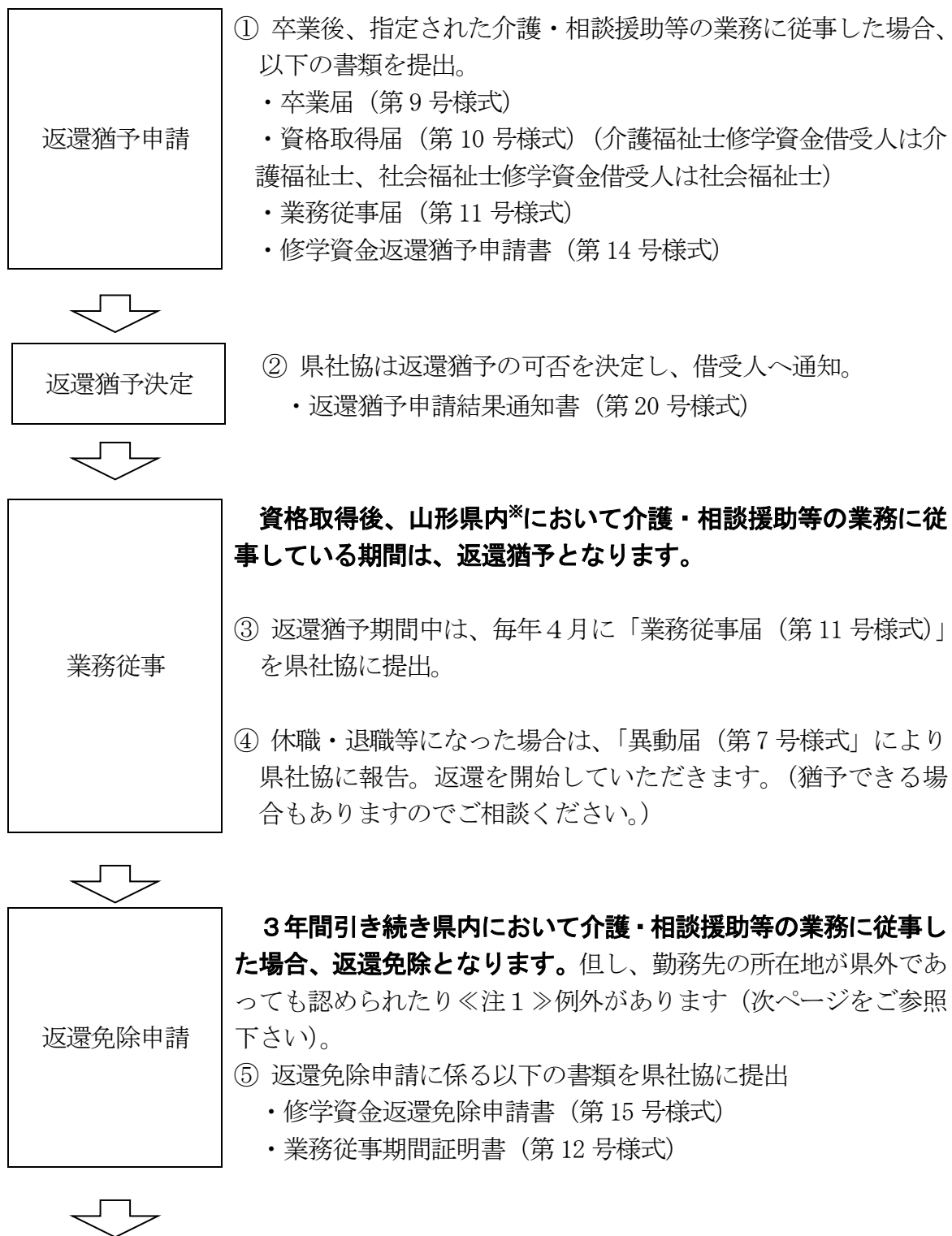
3. 養成施設等に在学中の手続き



※ 返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求し、返還していただきます。

4. 養成施設等を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

◎当該養成施設等を卒業（資格取得）し、1年以内に山形県内※において介護・相談援助等の業務に従事した場合には、返還の猶予、さらには指定した期間以上その業務に従事した場合には貸付けた修学資金の返還を免除することができます。



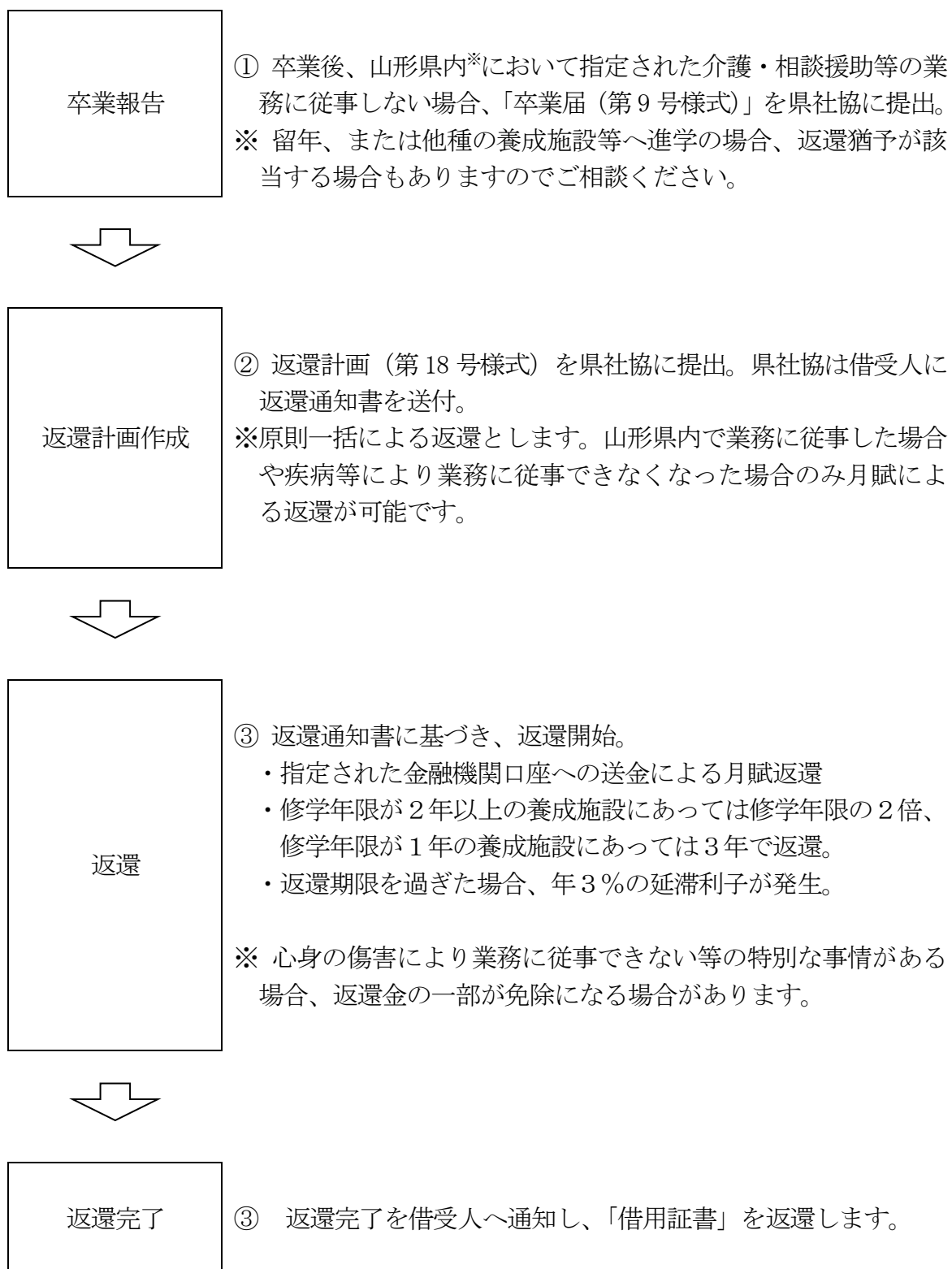
返還免除決定

- ⑥ 県社協は返還免除の可否を借受人へ通知し、「借用証書」を返還します。

《注1》勤務先の所在地が県外であっても認められる場合（返還免除の業務従事期間が原則5年間）
国立障害者リハビリセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国区。

5. 養成施設等を卒業後の手続き（返還の場合）

◎当該養成施設等を卒業後 1 年以内に、山形県内※において介護・相談援助等の業務に従事しない場合



6. 手続きに必要な提出書類一覧

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付けを申請するとき	貸付申請書	様式 1	その他、必要書類を添付してください。 貸付審査後、県社協は貸付けの可否を申請者に通知します。
	住民票謄本		
	推薦状	様式 2	
	借用証書	様式 3	
貸付が決定したとき	誓約書	様式 4	
	印鑑証明書（借受人、連帯保証人）		
	振込口座申請書	様式 5	
	個人情報取扱同意書	様式 6	
	在学証明書		
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	履修証明書	様式 8	進級した際、4月中旬までに県社協へ提出。

(2) 貸付けの決定後、変更がある場合、または貸付けが解除になった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
養成施設等に修学している者及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	異動届	様式 7	
授業料等の減免を新たに受けるときや減免される金額が増えるとき	授業料等の減免額がわかる書類		対象は高等教育の修学支援新制度における授業料等の減免。
休学・転学・停学等	休学・復学・退学等届	様式 17	貸付を停止します。
留年したとき			理由により貸付期間を延長します。
復学したとき			貸付を再開します。
退学したとき	休学・復学・退学等届	様式 17	返還開始通知を送付しますので、返還計画に基づき返還を開始していただきます。
貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	返還計画	様式 18	
死亡したとき	異動届	様式 7	死亡診断書等、事実を確認できる書類添付。
	返還計画	様式 18	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業するとき	卒業届	様式 9	
借受人及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	異動届	様式 7	

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
指定社会福祉施設等で介護・相談援助等の業務に従事したとき	資格取得届	様式 10	登録証の写しを添付。
	業務従事届	様式 11	返済猶予期間中は毎年4月に提出。
	返還猶予申請書	様式 14	
在学中、他の養成施設等へ進学したとき、または就職活動中（卒業後1年以内）の場合	在学証明書		他の養成施設等への進学とは、介護福祉士指定養成施設の学生が社会福祉士指定養成施設へ、社会福祉士指定養成施設の学生が、介護福祉士指定養成施設へ進学した場合です。
	返還猶予申請書	様式 14	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式 14	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
社会福祉士の資格取得ができなかったとき	返還猶予申請書	様式 14	次年度の国家試験の受験意思が確認できれば猶予される場合があります
	国家試験受験意思確認書	様式 16	

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき	業務従事届	様式 11	
	業務従事期間証明書	様式 12	
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき（一部免除の申請をするとき）	返還免除申請書	様式 15	修学資金の貸付期間以上、指定社会福祉施設等で介護・相談援助の業務に従事した場合、返還義務の一部が免除になる場合があります。
	異動届	様式 7	
	業務従事期間証明書	様式 12	
貸付条件に定める業務に一定期間以上勤務したとき（修学資金の返還免除に該当する場合）	返還免除申請書	様式 15	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事期間証明書	様式 12	

(4) 返還に至った場合、提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還するとき	返還計画	様式 18	

別表 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務（例示）

※ 詳細については、昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 及び別添 2 を参照のこと。

1. 山形県の区域内において、以下の施設および職種で業務に従事

(1) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種

(例：児童養護施設や障害児施設等の児童指導員、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等の生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等)

(2) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 2 に定める職種

(例：特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設等の介護職員 等)

(3) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」に定める当該施設の長

2. 全国の区域で以下の施設において業務に従事

(1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

(2) 国立児童自立支援施設

(3) 国立知的障害児施設 等

※ 国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

様 式 集

第1号様式	介護福祉士等修学資金	貸付申請書
－2様式	介護福祉士等修学資金	貸付申請書【法人保証用】
第2号様式	介護福祉士等修学資金	推薦状
第2－2号様式	介護福祉士等修学資金	推薦状
第3号様式	介護福祉士等修学資金	借用証書
第4号様式	介護福祉士等修学資金	誓約書
第5号様式	介護福祉士等修学資金	振込口座（申込・変更）申請書
第6号様式	社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付に伴う個人情報取扱（同意書）	
第7号様式	介護福祉士等修学資金	異動届
第8号様式	介護福祉士等修学資金	履修証明書
第9号様式	介護福祉士等修学資金	卒業届
第10号様式	介護福祉士等修学資金	資格取得届
第11号様式	介護福祉士等修学資金	業務従事届
第12号様式	介護福祉士等修学資金	業務従事期間証明書
第14号様式	介護福祉士等修学資金	返還猶予申請書
第15号様式	介護福祉士等修学資金	返還免除申請書
第16号様式	介護福祉士等修学資金	国家試験受験意思確認書
第17号様式	介護福祉士等修学資金	休学・復学・退学等届
第18号様式	介護福祉士等修学資金	返還計画
第19号様式	介護福祉士等修学資金	選考結果通知書
－2様式	介護福祉士等修学資金	貸付決定金額変更通知書
第20号様式	介護福祉士等修学資金	返還猶予申請結果通知書
第21号様式	介護福祉士等修学資金	返還免除申請結果通知書

※第13号様式は欠番となります。

連 絡 先

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
(担当：山形県福祉人材センター)

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号

TEL：023-633-7739 ／ FAX：023-633-7730